

令和 8 年度 保険福祉部運営方針

部局名 : 保険福祉部

部局長名 : 吉野 久絵

基本方針（政策目標）

超高齢社会の進行や社会保障費の増大が懸念される現状においても、「第 5 次地域福祉計画」に定める施策・事業を着実に推進し、保険事業を安定的かつ適切に運営します。

また、孤独・孤立に陥っている人や生活困窮者、高齢者、障がい者などの尊厳を守り、誰もが住み慣れた地域社会で安心して健康に暮らすことができるよう、各種事業に取り組みます。

- ① 制度の狭間にある様々な課題を抱える人を適切な支援へとつなげられる連携体制の充実を図るため、重層的支援体制整備事業による分野横断的な支援体制づくりを推進します。

誰ひとり取り残さない社会をめざし、誰もが気軽に集い、軽食等をともにしながら、属性を問わず世代間の交流等ができる場として、官民連携で実施している居場所づくりをより推進します。また、ひきこもりへの理解を深めるひきこもり支援セミナーを開催し、ひきこもり当事者及びその家族の負担軽減を図るとともに、一般就労などに向け、ニーズに応じた切れ目のないきめ細かな支援を行います。

終活（人生の終わりに向けた準備）に関する多様な相談を受け、葬儀・納骨等の手続について支援するエンディングサポート事業を推進することで、高齢者が人生の最期まで安心して暮らせる体制の充実を図ります。

- ② 高齢者を対象に、地域の学校施設で給食を食べながら交流し、あわせて日常的にできる介護予防を啓発する講座を行う「シニアいきいき給食会」を実施することで、孤食を防ぐとともに、健康寿命の延伸をめざします。

また、高齢者の身体・認知機能の維持・向上を目的に、もの忘れ検診やオリジ

ナル認知症予防ダンスの周知など認知症の予防・改善に向けた取組を継続するとともに、認知症になっても高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症高齢者等が行方不明となった場合の早期発見につなげるため、見守りアプリの利用促進を図り、地域における見守り体制を強化します。

さらに、引き続き、介護保険事業の円滑・適正な運営と、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

- ③ 個々のニーズに寄り添う相談支援体制を強化し、障がい者や障がい児が自己選択と自己決定のもと、地域で安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援のさらなる充実を図ります。

また、市内事業所のバリアフリー化を促進し、誰もが暮らしやすい環境を整備します。さらに、基幹相談支援センターを核とした多機関連携を深め、ライフステージの転換期を支える切れ目のない支援体制の整備を進めるとともに、社会資源の開発を推進します。

- ④ 生活保護制度の周知、各種届出のオンライン提出の利用促進に努めるとともに、デジタルツールを活用した業務効率の向上をめざします。

また、被保護者の自立に向けた就労支援の強化や医療・介護の適正化による生活保護費の縮減に引き続き取り組みます。

- ⑤ マイナ保険証の利用促進と資格確認書の交付を通じ、被保険者が混乱なく医療機関を受診できるよう努めるとともに、今年度から創設された子ども・子育て支援金制度など被保険者に影響のある制度改正について、適切に周知することにより制度の理解を促進します。

また、保険料の口座振替をさらに勧奨するとともに、納付漏れのある被保険者への架電等による直接アプローチや、納付相談の機会を確保することで、収納率の向上、保険料の公平・公正な負担の実現をめざします。